

資料 3

国立公文書館の機能・施設の在り方に関する基本構想（平成28年3月31日国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議）（抜粋）

2. 新たな国立公文書館についての基本的な考え方

（1）新たな国立公文書館像の方向性

① 国のかたちや国家の記憶を伝え将来につなぐ「場」としての役割の発揮

公文書等を「国民共有の歴史的・文化的な資産」と捉えた場合、国立公文書館には、多様な分野や世代の人々が訪れ実際に公文書等の原本に接する機会を提供することにより、国のかたちや国家の記憶を現在を生きる人々に伝え、かつ将来につないでいく「場」としての役割を果たすことが求められる。

そのためには、国立公文書館は、平成26年度調査報告で述べた趣旨のとおり、国民が、憲法を始めとする重要な公文書の原本の展示や公文書を活用した学習などを通じ、我が国の歴史に親しみ学び、誇りを持てるような施設であるとともに、世界に対しても、我が国の成り立ちやたどってきた歴史、それに対する国民の関心と誇りの高さを伝えられるような存在となることが望ましい。

また、上記のような「場」としての機能を十分に果たしていく上では、その前提として、国立公文書館自体の存在意義について国民に広く認知されることが不可欠であり、国立公文書館が、単に過去の文書を保存する施設にとどまらず、我が国の意思決定の過程をたどれる歴史公文書等を通じ、これからの国づくりを進める上で礎となる知的資源を提供する、未来に向けた積極的な意義をもつ施設であるとの認識を広く醸成することが重要である。さらに、国民に対する説明責任を全うするという観点においては、直接施設を訪れた人々のみならず、より幅広く多くの人々が、国立公文書館が所蔵する歴史公文書等にアクセスできる環境整備及び機能の拡充を図っていくことも重要である。

② 我が国全体の歴史公文書等の保存・利用等の取組推進の拠点としての役割の強化

国民が公文書等に身近に親しみ、それらを通じて歴史を体感し学ぶことができる環境を整えていく上では、国立公文書館のみならず、

歴史資料として重要な文書を保存する諸機関や地方の公文書館も含めた国全体として取組を推進し、歴史資料として重要な文書が適切に保存され、国民に広く利用されるような土壌を国全体に広げていく必要がある。

国立公文書館には、歴史資料として重要な文書を保存する諸機関や地方の公文書館等とのネットワークを形成し、かつそのネットワークの拠点として、例えば、歴史公文書等の収集・情報提供、保存・修復、デジタルアーカイブ化や人材育成等の取組において、センター的機能を発揮することが期待される。特に、地方の公文書館については、修復、デジタルアーカイブ化の取組等に関し、十分な体制を確保することが難しい施設もあることから、国立公文書館が積極的に人的・技術的支援を行うことが求められる。

③ デジタル化の進展を始めとする時代の変化を見据えた施設整備やサービスの展開

現在、国立公文書館におけるデジタルアーカイブ化の割合は、その保存文書の1割程であるが、国立公文書館への歴史公文書等の主たる移管元である各行政機関が保有する行政文書に占める電子文書の割合が僅かずつではあるものの増加傾向にあり、今後もデジタル化に係る技術の進展が想定されることからすると、デジタル化の流れは、加速することはあっても後退することはないものと考えられる。

諸外国においても、公文書のデジタル化の取組が進み、公文書管理に係る国際会議でもデジタル化の進展を前提としたテーマが取り上げられるようになるなど、デジタル化は世界的な潮流ともなっている。

国立公文書館の在り方を考える上では、こうした時代の変化を捉え、デジタル化がより進展した将来を見据えた上で、そこにおける国立公文書館に求められる役割やそれにふさわしい施設・サービスはどのようなものか、という観点も加味する必要がある。

3. 国立公文書館に求められる各機能の方向性

以下では、国立公文書館に求められる諸機能について、現状及び新たな施設の建設を視野に入れた今後の展望を述べる。

(2) 展示・学習機能

国立公文書館は、憲法に代表される国の重要な歴史公文書等を過去から現在、そして次代を担う子供たちが生きた歴史に親しみ学ぶという経験によって未来に伝え、これからの国づくりへ国民の積極的な参画を促す上で、重要な役割を担うべき施設である。

このような国立公文書館の担う役割を踏まえると、訪れた人が展示を通して国の成り立ちや国家として一体的になされた意思決定の過程をたどれるようにすることは、その必須の機能の一つと言える。

また、民主主義の基本となる施設である公文書館において、公文書の内容を理解するとともに、そのような学習を通じて自ら考え判断する思考を身につけることは重要である。

海外専門家招聘におけるヒアリングによると、フランスでは、展示・学習活動における積極的な活動の展開と実績が国立公文書館に対する社会的評価の高まりや体制強化に繋がったとのことであり、こうした例にも学ぶべき点は多いと考えられる。

【現状】

- 展示に係る取組については、近年、大日本帝国憲法、終戦の詔書、日本国憲法といった貴重資料のレプリカ等の常設展の設置（平成26年5月）等、展開しつつあるものの、諸外国と比較して進んでいない状況である。
- 施設面についても、現在の国立公文書館の展示スペースは、公文書の原本等を展示するための国際的な水準を満たしておらず、現状では国内外の貴重な公文書等の原本を展示する上で非常な困難を要するという極めて不十分な状態にある。
また、本年1月に実施したフランス公文書館関係者の招聘の際にも、現状の国立公文書館の展示施設について、展示物の配置、展示手法、バリアフリーへの配慮等の点について、改善や工夫が必要との指摘があった。
- 学習に係る取組については、平成25年から、小学生、中学生、高校生、教員、教科書会社といった対象毎の見学会を試行的に行っているものの、必ずしも認知度は高まっておらず、教育において公文書を積極的に活用してもらうための活動やその実施のための施設の整備については、今後の課題である。

【今後の展望】

① 国際的水準を満たした展示施設の整備

国立公文書館においては、昨年度及び今年度に調査を行った諸外国や国内類似施設の例も参考に、本格的な展示機能を担える施設を整備すべきである。具体的には、セキュリティや照度・温湿の管理等の面で重要な公文書の原本を展示するための国際的な水準を満たした、十分な展示スペースを確保するとともに、様々な形状・媒体の文書を高低差をつけて配置するなど、来館者の視線や動線に配慮した展示ができるような設備を備えるべきである。

② 魅力ある展示手法の開拓

展示の手法として、例えば、タッチパネルなどのデジタル技術を活用したインタラクティブな展示、公文書を素材とした映像やグラフィック等も交えた多様性のある展示等、より来館者の興味・関心を高める様々な手法を取り入れることも必要である。

また、テーマに沿って、自らが所蔵する資料のみならず他機関の所蔵する資料を併せて展示するとともに、所蔵資料を積極的に外部に貸し出していくことも、他機関とのネットワーク形成を図りつつ、多様なコンテンツを通じ、より興味・関心を引き付けやすい形で公文書等を見せていく上で、有効である

③ 学校教育との連携による学習活動の積極的展開

子供たちの学習に公文書や国立公文書館を活用してもらう上では、教員や教科書会社へのはたらきかけが有効と考えられることから、現在も実施している教員や教科書会社を対象とした見学会に加え、展示・学習プログラムの企画段階から学校の教員にも関与してもらう仕組みづくりなどを通じ、教育機関等との連携を強化するべきである。

④ 専門性をもった職員の育成・確保及び外部との連携等による担い手の充実

展示や学習機能を十分発揮するためには、そうした機能を担う人材の充実も重要であり、展示や学習に関する専門知識を持った職員の育成・確保や、企画に則した外部有識者等との連携により、公文書館における展示や学習に関する質の向上を図るべきである。

(7) 情報交流機能

国立公文書館の社会的認知度は、その努力にかかわらず、残念ながら未だに高い水準に達しているとは言い難い。我が国の歴史を伝える重要な公文書を保存し、利用提供する責務を負う機関として、知的資源としての公文書が社会に有効に利活用されるよう、自らの存在について広く発信し、理解の促進を図るとともに、その活動の各フェーズにおける外部との連携を通じ、公文書の保存・利用に係る多角的な情報交流の拠点としての役割を果たすことが求められる。

【現状】

- 情報発信については、ホームページ（年間アクセス数 368,021（平成 26 年度））、Twitter（フォロワー数 12,800 名（平成 27 年 11 月末時点））、広報物（平成 25 年 3 月から刊行している「国立公文書館ニュース」（年 4 回発行）等）、外部メディア（地下鉄内広告、新聞、情報誌等）等、各種媒体を通じた情報発信を行っており、ターゲット、目的に応じた戦略的な広報、双方向コミュニケーションの充実を図っている。なお、広報スタッフは他の業務との兼任であり、広報の専門部署、専任スタッフは置かれていない。
（参考）諸外国における情報発信の体制
アメリカ国立公文書記録管理院本館：18 名
イギリス国立公文書館：13 名
- 平成 27 年 9 月、登録者に展示・イベント等の情報を提供することで国立公文書館の積極的な活用等につなげるため、「国立公文書館友の会」を立ち上げた（登録者 643 人（平成 27 年 11 月末時点））ところであり、国立公文書館と利用者の交流等のさらなる活動の展開に向けて検討中である。
- 関係機関との連携協力のため、国内においては、国及び地方の公文書館等の長らが参集する「全国公文書館長会議」（平成元年度～）、アーカイブズ関係機関・団体間の連携・協力の場である「アーカイブズ関係機関協議会」（平成 19 年度～）を開催している。また、国際交流活動として、国際公文書館会議（ICA）及びその地域支部の各種国際会議等への参加、海外の公文書館との交流など、国際的な公文書館活動への参加・貢献を推進している。

【今後の展望】

① 広報の強化と体制整備

情報発信については、ターゲット、目的を明確化した戦略的な広報のさらなる強化、利用者との双方向コミュニケーションツールのより積極的な活用、広報の専門スタッフの任用又は外部専門家の活用等による体制整備などを図ることが必要である。

戦略的な広報の展開方法として、例えば、まず、歴史研究に関する活動を行っている学校のクラブ等、公文書に関心を持つ素地のある層にターゲットを絞って働きかけを行い、そこからの情報発信によりさらに関心層を広げていくというというような段階的なアプローチも、有効と考えられる。

② 国立公文書館を拠点とした交流の促進

メンバーシップ制度（友の会）の充実等による利用者との交流・利用者同士の交流の推進、利用者同士の交流のための施設（セミナールーム、カフェ等）やツールの整備などにより、国立公文書館を拠点とした交流の推進を図るべきである。